

— 公平性・公正性を確保 —

滞納債権の徴収を強化しています！

【問い合わせ先一覧】

種別	問い合わせ先
市税・国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
農業集落排水事業使用料	農水産課農業基盤整備班 (☎68-1173)
下水道受益者負担金 および下水道使用料	下水道課管理班 (☎62-5357)
市営住宅家賃	財政課管財営繕班 (☎62-5315)
学校給食費	旭市第一学校給食センター (☎62-0366)
	旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
児童クラブ受託料	学校教育課学務班 (☎55-5724)
水道料金	水道課業務班 (☎63-9180)
	旭市水道お客様センター (☎63-8881)
多重債務	旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時

市では、市税や介護保険料、下水道受益者負担金などの強制徴収が可能な「強制徴収公債権」のほか、市営住宅家賃や学校給食費などの「私債権等」も、適正に管理するため、昨年「旭市私債権等管理条例」を制定しました。

市税などの未納者には、督促状や催告書の送付に加え、訪問徴収も行っています。こうした督促などにも関わらず納付されない場合は、納期内に納付している人との負担の公平性・公正性を確保するため、法律に基づき、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。

また市営住宅家賃や学校給食費、児童クラブ受託料、水道料金、農業集落排水事業使用料などは、裁判所を通じた法的措置により、滞納債権の徴収を強化しています。

納付は納期内に

市税などの納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費は市が負担することになります。納期内の納付を心掛けましょう。

納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などやむを得ない事情により、納期内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに各担当課に相談してください。また多重債務などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。



意見を市長などに(昨年)

市では「自立・共生・協働」を基本理念として、誰もが健康で安全・安心に暮らせる「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 旭」を目指して、まちづくりに取り組んでいます。そこで、市長が直接市民の皆さんと話し合う「地区懇談会」を開催し、地域の課題や新しいまちづくりについて意見・提案をもらい、市政に生かします。特に今回は、市の主要事業や財政状況のほか、市長宛てに提出された「総合病院国保旭中央

まちづくりについて市長と話そう 地区懇談会を開催します！

開催日程

期日	時間	場所
10月16日(水)	午後7時～9時 ※受け付けは開始の30分前から	海上公民館ホール
10月17日(木)		第一中学校体育館
10月18日(金)		中央小学校体育館
10月21日(月)		総合体育館サブアリーナ
10月23日(水)		干潟公民館3階大会議室
10月24日(木)		飯岡保健センター多目的ホール

※16日は、手話通訳者を配置します。

病院検討委員会による報告」について説明を行います。多くの皆さんが参加することで、よりよいまちづくりを実現します。

問い合わせ先

企画政策課企画調整班

☎62・5307